

平成27年度第3回岐阜県事業評価監視委員会
議事要旨

1. 日時：平成27年9月4日（金）13：15～15：30

2. 場所：岐阜県庁 6階 6北1会議室

3. 出席委員：岐阜大学 教授 工学部長	六郷 恵哲
岐阜工業高等専門学校 教授 環境都市工学科	鈴木 孝男
岐阜大学 教授 総合情報メディアセンター	篠田 成郎
岐阜大学 教授 地域科学部	三井 栄
岐阜県商工会女性部連合会	上谷 千津子
美濃商工会議所 会頭	高井 孝市朗
岐阜県森林組合連合会 代表理事	内木 篤志
岐阜県弁護士会 弁護士	福手 朋子
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	松永 政人
一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 理事	度会 さち子
農業、岐阜県コミュニティ診断士	服部 昭彦
会社員	前川 利枝

4. 議事要旨署名委員の指名について

委員長が署名委員として服部委員、福手委員、前川委員を指名。

5. 議事

再評価実施箇所の説明及び審議について

- ①農業農村整備事業：県営水質保全対策事業「羽島」〔県事業〕
- ②農業農村整備事業：経営体育成基盤整備事業「午北」〔県事業〕
- ③林道事業：農山漁村地域整備交付金事業「伊自良～根尾」〔県事業〕
- ④林道事業：道整備交付金事業「相生～落部」〔県事業〕
- ⑤道路事業：道路改築事業「(国)256号 高富バイパス」〔県事業〕
- ⑥道路事業：道路改築事業「(主)岐阜関ヶ原線 宗慶・温井」〔県事業〕
- ⑦街路事業：街路事業「都市計画道路 長良糸貫線(正木工区)」〔県事業〕

6. 議事要旨

再評価実施箇所の説明及び審議について

- ①農業農村整備事業〔事業主体：岐阜県〕
 - ・審議事業：県営水質保全対策事業「羽島」
 - ・説明者：農地整備課 深谷課長

【審議】

鈴木委員

第2回委員会の現地視察時感じたことですが、既設の開水路をパイプライン化まで

しなくても、開水路に蓋をすることで十分に目的が果たせると思うのですが。

説明者（深谷課長）

この用水路の上流約18kmについては国営事業でパイプライン化しています。落差により圧力が発生するので、圧力管を用い、パイプライン化することで農業用水を末端の農地まで送水することが可能となります。

鈴木委員

勾配が緩いのでパイプライン化すると堆砂等の弊害が予想されますが、どのような対策を考えているのですか。

説明者（深谷課長）

土砂吐きを設けて、排砂できるよう施工しています。

鈴木委員

上流部についてはパイプライン化することはわかりますが、最末端までパイプラインにする必要性はないと考えるのですか。

説明者（深谷課長）

農業用水ということで、将来的な管理を含めて考えパイプラインという工法を選定しています。

鈴木委員

既設開水路に管を敷設するので通水断面が小さくなり流下能力が下がるのでは。それよりは、老朽化した部分を補修し、開水路に蓋をする方が安価に目的を達成できると考えるのですか。

説明者（深谷課長）

断面は小さくなりますが、粗度係数が小さくなっているので流下能力は確保しています。また、将来的な管理を踏まえ、管内の水圧を確保することも考慮してパイプライン化をしており、他の工法と経済比較をしたうえで、今回の工法を採用しています。

内木委員

費用対効果分析の農村の振興に関する効果で防火用水としての利用の効果を挙げていますが、パイプライン化すると防火用水としての利用が困難になるのでは。

説明者（深谷課長）

各所に分土工を設けていますので、用水利用については問題ありません。

三井委員

効果発現状況のスライドでは、維持管理費は減少していますが、費用対効果分析の中で、維持管理費縮減効果の年総効果額がマイナスとなっているのはなぜですか。

説明者（深谷課長）

費用対効果につきましては、この事業を実施した場合と実施しなかった場合に農産物生産量等がどのように変化するかを予測し、算定しています。この事業を実施しなかった場合は、将来、既設用水路は朽ちてしまうので維持管理そのものが不要となりますが、事業を実施しますと新たな用水路については維持管理費が発生しますので、計算上、マイナスの効果となっています。一方で、スライドにある維持管理費の推移は、既設用水路の補修費やゴミの除去作業等の経費が年々少なくなっていることを示しており、費用対効果上の額とは算出区分が異なります。

篠田委員

今の質問に関連しますが、費用対効果は、もともと何もなかったところに施設をつくった場合を予測して算定しているとのことですが、この事業は、既にある用水路を改修するということですので算定手法が異なると思うのですが。

説明者（深谷課長）

事業の費用対効果の算定の仕方は、事業を実施した場合と実施しなかった場合を比較して算定しています。事業を実施しなかった場合は、将来的に用水路は朽ちてしまい、そのような場合には農地に水を供給できなくなります。一方、事業を実施した場合には、農地に水を供給することができ、農地を通して水源かん養など多面的機能の効果も発現します。

篠田委員

その算定方法はルールがあるのですか。また、用水路を整備することによる水源かん養効果は、どのようなメカニズムで発現されるのですか。

説明者（深谷課長）

費用対効果は、農林水産省が定めたマニュアルに沿って、算定しております。この用水路は国営事業を含め算定しており、このスライドの数値は岐阜県実施分を抽出したものです。水源かん養効果の考え方は、事業を実施することで、農地へ供給した水が浸透し地下水源へ寄与する効果を、事業を実施しなかった場合にその水量を確保するためのダムを設置に要する費用相当として算定しています。

篠田委員

水源かん養効果は、農地から水が徐々に浸透することで得られる効果ですから、ダム建設と水源かん養効果は関連はないと思うのですが。

説明者（深谷課長）

この事業を実施することで、地下水源へ寄与される水量を効果額と算定する手法として、同じ水量を確保するためのダム建設に相当する費用を効果額としています。

篠田委員

この手法は、上流部だけでなく、下流部の地域においても同じ考え方ですか。

説明者（深谷課長）

同じ考え方で効果額を算定しています。

六郷委員長

パイプライン化すると同時に、これまで流入していた家庭雑排水や投棄されていたゴミ等に対する対策も必要と思います。

上谷委員

既設用水路に家庭雑排水が流入している箇所対策もこの事業で実施しているのですか。

説明者（深谷課長）

家庭雑排水が流入している箇所については、既存の排水路へ接続することも並行して行っていますが、公費は投じていません。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

②農業農村整備事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：経営体育成基盤整備事業「午北」
- ・説明者：農地整備課 深谷課長

【審議】

六郷委員長

未同意者とはどういう方ですか。この事業によって利益を受けない方ですか。

説明者（深谷課長）

土地改良事業の実施にかかる手続きは、土地改良法に基づき、受益者の同意を得たうえで、事業を実施しています。同意をいただいていない方も、この事業で利益を受ける方です。

六郷委員長

この事業の利益を受ける方であるのに、なぜ、同意が得られないのですか。

説明者（深谷課長）

未同意の理由は、事業に対する説明が十分でなかったこと、本人の希望が計画に反映されていなかったことを主張されています。それに対して説明を重ねましたが、まだ同意に至っていない状況です。

六郷委員長

一旦、事業を中止することは検討しないのですか。

説明者（深谷課長）

9割以上の方には同意をいただいています。仮に、事業を中止する場合には、受益者の3分の2以上の同意を得る必要があります。未同意者は当初、面談ができない状況でしたが、土地改良区役員等の努力により現在は面談ができるようになりました。当面は、中止も視野に入れながら、引き続き事業を継続していくこととしています。

六郷委員長

今回の経験を踏まえて、今後、同じような事態にならないよう、同意の見込みがたつてから事業を着手するべきと思います。

上谷委員

ほ場を現状の1反から3反程度の区画とするとのことですが、減歩率はどのくらいですか。区画が大きくなることで、機械の大型化が可能になり効率があがりますが、そのことよりも同意されない方は自分の土地を減らしたくないという思いが強いのでは。

説明者（深谷課長）

減歩率は約11%です。同意されない方は、最初の事業計画説明が十分でなかったことや、新たな用排水路については必要がないため、自分の土地を計画から除外して欲しいという思いを持っています。

松永委員

1区画3反とのことですが、最近は機械も大型化しているのもっと区画を大きくてもよいのでは。

説明者（深谷課長）

1区画3反以上としておりますが、1ha以上の区画もあります。

度会委員

同意が得られない状況では、地区界の確定も進みませんが、今後、解決する見込みはあるのですか。

高井委員

事業を継続するか中止するか、具体的な期限を設けないとこの状態がいつまでも続くのではないですか。将来、着手できても当初の事業費より増加するのでは。

説明者（深谷課長）

再評価を受けるにあたって、このままの状況で、事業を継続していくことはできないと考えております。土地改良区には、一定期間を決めて、同意が得られなければ事業を中止することとし、その手続きにかかる同意をとって下さいということは伝えたいところです。

高井委員

一定期間とは何年と考えているのですか。

説明者（深谷課長）

土地改良区の理事会では、3年を目途に事業を継続するか中止にするか判断したいとの意向でしたが、具体的な期間については、土地改良区組合員の意見等を踏まえて決めたいと思います。

服部委員

現在、9割の方が同意しているとのことですが、残り1割の方の同意を得ないで、事業を進めることはできないのですか。

説明者（深谷課長）

本地区においては、未同意者の占める面積が大きいため、道水路の合理的な配置ができず事業が行えません。現実的には100%の同意がないと事業を進められないと考えております。

篠田委員

資料26ページの農業に関する推移のグラフは、先ほど審議した「羽島」と同じ羽島市に関するものですが、横軸の年度の始まりと間隔に違いがありますが。

説明者（深谷課長）

それぞれの事業の効果を工期にあわせてグラフを作成しています。

篠田委員

社会情勢の変化や事業による効果を判断するには、プロット数が少なく、期間も短すぎます。事業着手前から一定期間のデータを示していただかないと傾向が判断できないので注意してください。

六郷委員長

委員会としては、3年を期限とし、事業の継続または中止の方針を判断いただき、3年後に再評価を受けていただくことを意見として附します。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。
ただし、3年後を目途に再評価を受けること。

③林道事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：農山漁村地域整備交付金事業「伊自良～根尾」
- ・説明者：森林整備課 岩月課長

【審議】

六郷委員長

費用対効果分析で、森林整備経費にかかる便益が効果全体の88%と、木材生産にかかる便益に比べかなり多くを占めていますが、理由は何でしょうか。

説明者（岩月課長）

森林整備にかかる経費縮減の効果のほか、林道を開設したことによって、間伐等の森林整備が行われることによる水源かん養や土砂流出防止といった森林の公益的機能の効果が大きな部分を占めています。

前川委員

森林整備実績のところで、間伐が実施された箇所が示されていましたが、この箇所については今後、どのような作業が行われるのですか。

説明者（岩月課長）

最終的に木材として利用する主伐として伐採するまでの間、間伐は、繰り返し行う必要がありますので、既に実施した場所でも、今後、適時に間伐を行います。

六郷委員長

利用区域内には天然林もありますが、将来、木材としての利用計画はあるのですか。

説明者（岩月課長）

天然林については、現在のところ木材価格に比べ、伐採し搬出するまでの経費の方が高く、採算が合わないので、利用計画はありません。

人工林については、間伐等の森林整備を行い、森林のもつ公益的機能を発揮させるとともに、木材としての利用価値が高い木を育てることとしています。木材として利用できる時期までの体制整備として、路網の整備、機械化とオペレーターの養成、施業地の集約化に取り組んでいます。

六郷委員長

それは従来どおりの考え方でしかないのでは。

説明者（岩月課長）

以前とは違い、最近では、路網に対して力を入れています。林業機械についても、タワーヤードなどは高性能になっています。今後、県でも、ドイツやオーストリアなど欧州で広く使われている先進林業機械の導入を検討しています。

高井委員

県では、林道整備に年間どのくらいの予算が使われているのですか。

説明者（岩月課長）
約20億円です。

高井委員

林道を利用しないで、木材を搬出する技術を検討していただきたい。いままで林道開設に多くの予算を投じており、これからも多くの予算を必要としますし、完成後の維持管理にも費用を要します。たとえば、その予算で木材を集材できる大型の無人航空機を開発すれば、林道によらない画期的な林業が可能になるのでは。

内木委員

林道によらないで木材を搬出する架線技術も発達してきましたが、林道があることの一番のメリットは、必要な時に、必要な量だけ木材を出すことができます。林道がないと、その架線を設置する費用と時間を要しますし、その採算を合わせるために必要以上の面積を伐採することになるので、周囲の環境へ与える負荷も大きくなります。やはり、林道整備は、森林を管理するうえでも必要と思います。

篠田委員

費用対効果分析で、森林整備経費縮減の効果で、公益的機能の増進を見込んでいるとのことですが、森林整備経費縮減とどう関連があるのですか。

説明者（岩月課長）

林道を整備することによって、森林整備の促進が見込まれますので、水源かん養、山地保全等の効果を評価しています。

篠田委員

説明を聞けばわかるのですが、森林整備経費縮減等便益という言葉で、公益的機能の増進に貢献していることは想像できません。木材生産の効果に特化した説明よりも、便益の多くが公益的機能の増進が占めているので、この貢献について、もっとPRすることが大切だと思います。

説明者（岩月課長）

わかりました。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

④林道事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道整備交付金事業「相生～落部」
- ・説明者：森林整備課 岩月課長

【審議】

前川委員

森林整備の実績のところで、間伐実施箇所が図面に着色され、人工林の約46%とありますが、今後も同じ箇所では計画はあるのですか。先ほどの審議で、森林整備が公益的機能の増進に大きく貢献することがわかりました。森林整備でこれだけの効果をあげることができますので、森林整備を進めるためにも、図の表現は、必要な箇所や回数誰にでもわかるようにしていただいた方がいいと思います。

説明者（岩月課長）

間伐は、繰り返し行う必要があります。この図では、公益的機能の増進のために必要な間伐の回数や面積が表現できていませんので、今後、工夫していきたいです。

六郷委員長

今まで、審議してきた林道は、全て既設の公道から始まり、峠を越え、既設の公道へ接続しており、部分的に急峻な地形のところも通過していますが、森林整備を主目的とするなら、行き止まりの林道でもいいので、地形的に無理のないところに、何路線か入れるという考え方があっていいのでは。

説明者（岩月課長）

林道にも、谷沿いに設置して行き止まりのものもあります。林道の線形や規格については、対象区域の森林施業が効果的に行えるよう地形等を含め総合的に決定しています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑤道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業「（国）256号 高富バイパス」
- ・説明者：道路建設課 船坂課長

【審議】

松永委員

コスト削減の取り組みで、安定処理工法から載荷盛土工法へ見直したとのことですが、効果の持続期間が短いなどデメリットはありますか。

説明者（船坂課長）

得られる強度と期間について、両者に差異はありません。

内木委員

載荷盛土工法に必要な盛土は他から搬入するのですか。

説明者（船坂課長）

工事現場内の土砂を流用することとしています。最終的に発生する残土については、近隣の他事業へ流用する計画です。

福手委員

有料処分場での処理は、ヒ素等の有害土砂があることを前提としてコスト比較しているのですか。

説明者（説明補助者）

有害土砂は想定していません。一般の土砂を引き取ってもらう投棄料程度を前提としています。

福手委員

コスト削減の取り組みについて、現場発生土を、有料の残土処分場へ運搬する計画を近隣の現場で有効利用するという発想は、当初から持てる考えではありませんか。

説明者（船坂課長）

工事間での流用を念頭において調整していますが、予算や工程の都合上、将来にわたって確約がとれているものではありません。

六郷委員

事業費が約155億円で延長が約3.8kmとのことですが、感覚的にメートル単価が高いと思いますが、用地取得費も事業費に含まれているのですか。

説明者（船坂課長）

事業区間には、トンネル2本の計画もあります。用地補償費については、事業費に含み、40億円程度見込んでいます。

服部委員

環境への配慮についてですが、排水性舗装を採用することによって、通常の舗装に比べコストは高くなりませんか。

説明者（船坂課長）

コストは高くなりますが、車両走行の安全性と、周辺住宅への騒音の低減が図れることから採用しています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑥道路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：道路改築事業「（主）岐阜関ヶ原線 宗慶・温井」
- ・説明者：道路建設課 船坂課長

【審議】

六郷委員長

コスト縮減の取り組みで、鉄道交差部において、鉄道の方を高架化することですが、工事期間中の鉄道運行に支障はないのですか。

説明者（船坂課長）

仮線を敷設後、高架工事を行います。仮線にかかる用地についても承諾を得ています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑦街路事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：街路事業「都市計画道路 長良糸貫線(正木工区)」
- ・説明者：都市整備課 種課長

【審議】

篠田委員

現地調査時に思ったのですが、当事業区間だけでなく、平成25年度から着手している伊自良川右岸側の県道路事業と平成24年度から着手している岐阜市による折立大学北線の2路線が整備され、接続しないと事業効果が発現されないのですが。

説明者（種課長）

東海環状自動車道・岐阜ICが開通するまでに3事業で連携し接続できるよう整備を進めています。

上谷委員

糸貫まで整備されるのはいつごろになりますか。

説明者（種課長）

都市計画道路として位置づけされていますが、現在のところは具体的な事業計画は決まっていません。ただ、東海環状自動車道・糸貫IC予定地付近の交差点整備については事業を進めています。

度会委員

岐阜市周辺の道路が整備され、物流関係を含め利便性はよくなるのですが、今後、高齢化も進みますので、高齢者の交通手段となるバス等の公共交通の整備計画はありますか。

説明者（種課長）

この事業においては、公共交通と直接の関わりはありませんが、今後、公共交通導入の取り組みは重要と考えます。

前川委員

事業を巡る社会情勢の変化についての説明で、東海環状自動車道のIC計画箇所が示されていますが、県道の整備計画は、ICの計画位置が決定してから検討するのですか。

説明者（種課長）

ICは一定の間隔で計画されますが、位置については、既設の道路の位置を含め、国土交通省が関係機関と連絡調整しながら決定しています。

服部委員

環境面への配慮について、LED照明を採用したとのことですが、道路照明のLED化は、最近は、多くのところで取り組まれています。他になにか環境面へ配慮した取り組みはありますか。

説明者（種課長）

取付道路部分において、先ほどの道路事業で説明のありました騒音低減効果のある排水性舗装を採用しています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。